

北九州市立消費生活センター ヤング消費者トラブル情報



通い放題の脱毛エステを契約した のに、エステ店が倒産した！

【相談事例】

通い放題の脱毛エステサービスを30万円で契約をした。3回サービスを受けた後、機器の不具合のためサービスが受けられなくなった。その後エステ店は倒産してしまった。クレジット契約で支払いも残っているが、払わないといけないのか。
(10代女性)

【相談事例2】

通い放題の全身脱毛エステサービスを契約し、25万円を現金で支払った。しかし、いつも予約がいっぱいでサービスを受けられなかったのに、エステ店が倒産した。代金は返してもらえるのか。
(20代女性)



【アドバイス】

- エステティックサービスは、長期間継続的サービスを契約することが一般的です。しかし、契約途中で契約したエステ事業者が倒産してしまうことがあります。その場合、前払いした代金を返してもらえない危険性があることも知っておきましょう。

【クレジット分割払いの場合】

契約期間中でクレジット分割払い(支払期間が2ヶ月を超え、販売価格が4万円以上)の場合、クレジット会社に今後の請求を止めるよう申し出ることができます。クレジット会社に連絡しましょう。

【代金支払い済みの場合】

事業者が破産すると、破産管財人が選任され、事業者の財産は債権者に配当されることになります。破産管財人からの連絡を待ち、確認しましょう。

- 困った時や不安な時は、消費生活センターにご相談ください。



北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】 ☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

消費者ホットライン ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)